

副 本

平成26年(ワ)第2146号 原発メーカー損害賠償請求事件

原 告 唯野久子 ほか

被 告 株式会社東芝 ほか

平成26年(ワ)第5824号 原発メーカー損害賠償請求事件

原 告 長野 寛 ほか

被 告 株式会社東芝 ほか

準 備 書 面 (1)

平成28年1月13日

東京地方裁判所民事第24部合議D係 御中

被告株式会社東芝訴訟代理人

弁護士	西	迪	雄
	向	井	千
	富	田	美 栄 子
	渡	邊	和 之
	小	林	幸 弘
	吉	岡	雅 史



被告東芝は、訴訟代理人弁護士を選任している原告ら（以下「原告唯野ら」という。）の平成27年8月21日付け第1準備書面及び同年10月28日付け第2準備書面並びに訴訟代理人を選任していない原告ら（選定当事者である原告ら。以下「原告朴ら」といい、原告唯野らと併せて「原告ら」という。）の同月18日付け第1準備書面及び同日付け求釈明書(1)に対し、以下のとおり

主張する。

なお、略語については、本書面において新たに定義するもののほか、被告東芝の答弁書（以下、単に「答弁書」という。）の例による。

第1 はじめに

- 1 答弁書において主張したとおり、原告唯野らの本訴請求①（原賠法が違憲無効であることを前提とした製造物責任法又は民法709条に基づく請求）及び本訴請求②（東京電力が無資力であることを前提とした債権者代位権に基づく請求）は、いずれも、その前提において誤りであることは明らかであり、原告唯野らの第1準備書面及び第2準備書面における主張は、ページ数こそ大部であるものの、その主要なものは、原子力事業に係る立法政策論を論じるものであったり、原賠法の基本的理解の誤りに基づくものであるなど、原賠法の違憲性や東京電力の無資力性を基礎付けるものとはおよそなりえないものであり、反論の要すら認めえないものばかりであるうえ、同第2準備書面において追加された原賠法の免責規定を主張することが権利濫用（民法1条3項）であるとの主張もおよそ認めえないことは明らかである。
- 2 また、原告朴らの請求は、原賠法の法原則を無視したものであり、法理上およそこれを認める余地はないものであることは明らかである。
- 3 したがって、本件訴訟は、これ以上の審理を要せず、「裁判をするのに熟した」（民事訴訟法243条1項）といえるものであるから、速やかに結審のうえ、原告らの請求を排斥すべきものと思料するが、以下においては、原告らの主張の誤り等を明らかにするため、必要と認める限度において念のため反論をすることとする。

第2 原告唯野らの請求について

1 原告唯野らの本訴請求①（原賠法が違憲無効であることを前提とした製造物責任法又は民法709条に基づく請求）は理由がないこと

(1) はじめに

答弁書において述べたとおり、原賠法は、「被害者保護」及び「原子力事業の健全な発達」という2つの目的を調和させ、ともに実現するために、①賠償責任の厳格化とその責任の集中（いわゆる責任集中制度。同法3条1項、4条1項、3項）、②損害賠償措置の強制（同法6条～15条）、③政府援助（同法16条）という重層的な損害賠償制度（詳細については、答弁書8頁のウ）を構築しているのであり、本件事故において、同法が構築した損害賠償制度が有効に機能していることにかんがみれば、同法ないしその一環である責任集中制度が、正当性・合理性を欠くものとして、違憲とされる余地のないことは明らかである。

(2) 原賠法の目的は正当なものであること

ア この点に関し、原告唯野らは、「原子力事業の健全な発達」との立法目的自体、「正当性を認めることはできない」（原告唯野らの第2準備書面4頁）と述べたうえ、これに正当性が認められるとするには、「被害者救済を最善かつ最優先に図ると同時に、原子力事業がより安全な事業として社会に容認され、継続していけるような損害賠償制度を確立することと解釈することによってのみ、その正当性が認められると解すべき」（同5頁）と主張する。

イ しかしながら、そもそも、「原子力事業の健全な発達」との目的の当否を論ずる原告唯野らの主張は、所詮立法政策論の次元に属するものであり、本訴において論ずべきこと自体誤りである。

したがって、「原子力事業の健全な発達」との目的の正当性を否定する原告唯野らの主張の誤りは明らかである。

ウ また、「原子力事業の『健全な』発達」とは、「不測の事態におけ

る巨額の賠償負担に対し国が積極的に助成することを明確にすることによって、事業者に予測可能性を与え、もって原子力事業の健全な発達を促進する」（丙第3号証11頁等）との意味であるから、原告唯野らの上記解釈は、独自の論というほかない。

もとより、原賠法は「被害者の保護」をその目的に掲げ、後述のとおり、原賠法における責任集中制度を含む賠償制度は、被害者保護を踏まえて、構築されているのであるから、「原子力事業の健全な発達」という目的の解釈如何に関わらず、原賠法の責任集中制度が被害者保護に欠けるとして違憲とされる余地はないのである。

エ 要するに、「原子力事業の健全な発達」との立法目的を論難し、さらにかかる目的について独自の解釈を述べる原告唯野らの主張の誤りは明らかである。

(3) 責任集中制度は合理的なものであること

ア(ア) また、原告唯野らは、責任集中制度が「被害者の保護」という立法目的との間に合理的関連性を有しないといい、その論拠として、①責任集中制度のうち、原子力事業者以外の者の被害者に対する損害賠償責任を免責すること（免責規定）は、被害者の保護にならないこと、②保険の細分化に伴う弊害についてはオムニバス方式によることで対応可能であり、保険の細分化が原子力事業者以外の者の賠償責任を免責する根拠とはならないこと、③国の援助に広範な裁量を与えられ、完全な賠償を受けることができない可能性があることを指摘する（原告唯野らの第2準備書面5～10頁）。

(イ) しかしながら、まず、上記①については、責任集中制度は、被害者が損害賠償請求をする相手方を原子力事業者のみとすることによって、相手方の選択を容易ならしめるという「被害者の便宜」をもその理由とするものであり（丙第6号証406頁）、原賠法は、

このような被害者の便宜をふまえ、責任集中制度を原子力損害についての無過失「責任を原子力事業者のみが負うことにして、それ以外の者は被害者に対しては責任を負わないことにし……製造者、供給者、運搬者等の関係は、原子力事業者との間の内部関係として処理する」（丙第6号証407頁）ものとして構築しているのである。

したがって、原子力事業者以外の者の被害者に対する損害賠償責任の免責を含む責任集中制度は、被害者保護に資するものであり、これを論難する原告唯野らの上記①の主張は誤りである。

(ウ) 次に、上記②については、オムニバス方式による方法は、契約による責任の肩代わりと賠償資金の集中にすぎないから、法律関係を複雑にするものであるうえ（丙第8号証33頁）、法律上の責任を集中するものではないから、上記(イ)に記載した被害者の便宜を図ることができないことはもとより、供給者たる原子力事業者以外の者の不安を除去することができるものではないから（同頁）、「被害者の保護」、「原子力事業の健全な発達」という両目的に照らし、オムニバス方式は責任集中制度に劣るものといえる。結局、責任集中制度によるかオムニバス方式によるかは立法政策の問題にすぎず、オムニバス方式によることが可能であることをもって、直ちに、責任集中制度が違憲とされる理由はない。

したがって、この点に関する原告唯野らの上記②の主張もまた、理由がない。

(エ) さらに、上記③については、国の援助は、原賠法の立法に関与した竹内昭夫・東京大学助教授（当時）が、政府は「財政能力の限界を理由に『援助』を拒むことはできない。」、「『必要な援助を行うものとする』、つまり必ず行なうのであって、『行うことができる』のではない。」と明言しているところであり（丙第8号証35

頁)、これが解釈の通説である。

したがって、原告唯野らの上記③の主張は、誤った独自の見解といわざるをえないのである。

(オ) このように、原告唯野らの主張は、いずれも、責任集中制度が「被害者の保護」という立法目的との間に合理的関連性を有しないことの根拠となるものではなく、その誤りは明らかである。

イ(ア) 次いで、原告唯野らは、責任集中制度が「原子力事業の健全な発達」という目的達成のための手段として合理的関連性を有しないといい、その論拠として、「製造物に欠陥ないし原発メーカー等に過失があったという場合には、その責任をも追及できるという仕組みこそが『原子力事業の健全な発達』を実現する」ものであると主張する(原告唯野らの第2準備書面11頁)。

イ(イ) しかしながら、まず、「原子力事業の健全な発達」の意味するところをみれば、「不測の事態における巨額の賠償負担に対し国が積極的に助成することを明確にすることによって、事業者に予測可能性を与え、もって原子力事業の健全な発達を促進する」(丙第3号証11頁等)というものである。そして、責任集中制度をとる立法趣旨の一には、「もしもこれらの者(注:製造者、供給者、運搬者等)からも損害賠償が取れるとすると、制作者、供給者、運搬者等が倒産するおそれがある。そこでこれらの者は、設備や燃料の供給をし、材料の運搬をすることをちゅうちょしたり拒んだりすることになり、原子力事業を行なうことができなくなるに至る恐れがある」(丙第6号証407頁)のであるから、原子力事業者以外の者も被害者に対して賠償責任を負うことが「『原子力事業の健全な発達』を実現する」などという原告唯野らの主張は、独自の論にすぎないのである。

(ウ) したがって、責任集中制度が「原子力事業の健全な発達」という立法目的との間に合理的関連性を有することは明らかであり、これを論難する原告唯野らの主張は誤りである。

ウ 以上を要するに、責任集中制度は、原子力事業者以外の者の被害者に対する免責（免責規定）を含め、「被害者の保護」、「原子力事業の健全な発達」との立法目的との関係において合理性を有するものであり、これを論難する原告唯野らの主張は、理由がない。

(4) 財産権（憲法29条）の侵害をいう原告らの主張は理由がないこと

ア 答弁書8頁の(ウ)及び上記(3)において詳述したとおり、原賠法における責任集中制度は、損害賠償の相手方の選択を容易にするという被害者の便宜をも考慮したものであるうえ、同法は、①賠償責任の厳格化、②損害賠償措置の強制、③政府援助という重層的な損害賠償制度を構築しているのであるから、原子力事故の被害者は、原子力事業者以外の者に対する損害賠償請求ができないとしても、実質的には何らの不利益を被ることはない。むしろ、民法の不法行為法等が適用される他の事故の被害者と比較して、極めて手厚い保護を受けているのであるから、免責規定による財産権の侵害は、実質的には存在しないのに対し、免責規定により得られる利益は、我が国のエネルギー政策上、重要なものであることからすれば、免責規定が違憲無効とされる余地のないことは明らかである。

イ(ア) これに対し、原告唯野らは、「損害賠償制度の意義としては、…不法行為の抑止や不法行為者への懲罰という意義も有している。」（原告唯野らの第2準備書面8.1頁）から、「違憲審査にあっても……厳しい審査を行なうべき」（同頁）といい、「原賠法は、立法目的として正当性を有さず、目的と手段との間の必要性・合理性も認められない。」（同8.2頁）と主張する（原告唯野らの

第1準備書面1～7頁も同旨)。

しかしながら、「我が国の不法行為に基づく損害賠償制度は、被害者に生じた現実の損害を金銭的に評価し、加害者にこれを賠償させることにより、被害者が被った不利益を補てんして、不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とするものであり… …、加害者に対する制裁や、将来における同様の行為の抑止、すなわち一般予防を目的とするものではない。」(最高裁平成9年7月11日判決・民集51巻6号2573頁)から、損害賠償制度に懲罰的意義を求める原告唯野らの主張は、上記最高裁判例に反する独自の見解であり、その前提において誤りである。

(イ) また、原告唯野らは、「原子力事業者が、倒産に追い込まれた場合などには、被害者は、請求対象を失う結果となるのであり、……原子力事業者が無過失無限責任を負うから免責規定は被害者らの財産権を侵害するものではないという被告の主張は誤りである。」と主張する(原告唯野らの第1準備書面6頁)。

しかしながら、上記のとおり、原賠法においては、①原子力事業者の無過失責任かつ無限責任に加え、②損害賠償措置の強制、③政府の援助という重層的な損害賠償制度を構築しているから、原子力事業者が倒産などに陥ったとしても、政府の援助がなされることが制度上予定され、被害者に対する賠償がなされないということは想定し得ないことはもとより、そもそも、本件において、原子力事業者である東京電力が倒産し、被害者がその賠償を受け得なくなったという事情にないから、免責規定により、現実には、財産権が侵害されたということはない。仮定的事実を小前提として扱うことなど許されるべきものではないことは、法適用上の一般的常識であるから、仮定的事実を前提に、免責規定により財産権を侵害されたなど

という原告唯野らの主張の誤りは、明らかである。

(ウ) なお、原告唯野らは、「本件事故に即してみても、……結果的に被害者らの被害回復は遅延し十分な賠償も受けられない状況となっているのであり、財産権が実質的に侵害されている状況である。」

(原告唯野らの第1準備書面6頁)と主張する。しかしながら、そもそも、被害回復が遅延しているからといって、そのことをもって財産権が侵害されていることにならないことはいうまでもないし、

「十分な賠償が受けられない」のは、法的に賠償請求権を有しない等理由があるのであり、東京電力が法的に賠償義務を負うものについては現在賠償が進められているのであるから、原告唯野らの上記主張もまた、財産権を侵害していることの理由付けとはならない。

ウ 以上のとおりであるから、財産権(憲法29条)の侵害をいう原告唯野らの主張は、全て理由がない。

(5) 平等権(憲法14条)の侵害をいう原告唯野らの主張は理由がないこと

ア 答弁書及び上記(4)アにおいて述べたとおり、原子力事故の被害者は、民法の不法行為法等が適用される他の事故の被害者と比較して、極めて手厚い保護を受けているのであり、むしろ有利に取り扱われているのである。しかして、原賠法が、原子力事故の被害者について、その他の事故の被害者と異なる手厚い保護を規定していることは、原子力事故による被害が極めて広範・甚大となり得ることなど、その特殊性に応じた合理的なものであることが明らかであるから、原賠法が、原告唯野らの平等権を侵害しているなどということはない。

イ(ア) これに対し、原告唯野らは、製造物責任法の「行為規範としての機能」や不法行為法の「将来の不法行為を抑止する効果」を強調したうえ、「原告が平等権侵害で主張しているところの要」は、免責

規定が存在することにより「原発メーカーに将来の事故防止に向けたインセンティブが働かないこと」である旨主張する（原告唯野らの第2準備書面84頁）。

しかしながら、そもそも、原発メーカーにおける「将来の事故防止に向けたインセンティブ」の有無は、原告唯野らの平等権侵害の有無とは全く無関係の事柄であるから、これが原告唯野らの平等権侵害の根拠とならないことは明らかである。そもそも、そのような無関係な事柄を云々すること自体、原告唯野らに平等権侵害がないことを自認するに等しいものである。

(イ) また、原告唯野らは、免責規定について、原子力事業者を原発メーカーと比較して不当に不利に取り扱うものであるから、平等権（憲法14条）を侵害するものであり、違憲無効である旨主張する。

しかしながら、既に答弁書において述べたとおり、上記の主張は、原告唯野らにとっては第三者である原子力事業者と原発メーカーとの間の差別的取扱いを主張するものにすぎず、原告唯野ら自身の平等権について主張するものではないから、その主張自体失当である。

ウ 以上のとおりであるから、平等権（憲法14条）の侵害をいう原告唯野らの主張は、全て理由がない。

(6) 「ノー・ニュークス権」なるものの侵害をいう原告唯野らの主張は理由がないこと

ア 答弁書において述べたとおり、原告唯野らの主張する「ノー・ニュークス権」なるものは、その権利の内容・範囲、効果、当事者適格等が著しく漠然・不明確・広範であり、およそ実定法上・解釈論上の根拠を有するものではないから、そのような権利が認められる余地

はない。

イ(ア) この点に関し、原告唯野らは、上記「ノー・ニュークス権」なるものが、その内容として、「事故の原因者に損害の賠償を求める権利」を包含するものである旨主張し、その根拠として、環境法分野における基本原則とされる「原因者負担原則」や、損害賠償制度の「制裁的機能」を挙げる（原告唯野らの第2準備書面77～80頁）。

イ(イ) しかしながら、上記「原因者負担原則」や、損害賠償制度の「制裁的機能」が、免責規定を違憲無効とするような効力を伴う憲法上の原則であるなどという法理は、およそ認めうるものではない（なお、損害賠償制度の「制裁的機能」に関する原告唯野らの主張が、最高裁判例と異なる独自の立場を前提とするものであることについては、上記(4)イにおいて既に述べたとおりである。）。

また、原告唯野らの主張する「事故の原因者に損害の賠償を求める権利」が、憲法上の人権として保障されているなどという実定法上・解釈論上の根拠は、何ら存しない。

イ(ウ) その他、原告唯野らは、「ノー・ニュークス権」について、「通常人が合理的な理由に基づいて、放射能による生命・身体・財産の侵害が発生する恐れがあると感じる場合、この権利に基づいて、妨害の排除、または予防を請求し得るもの」（原告唯野らの第2準備書面77頁）ともいうが、これまでの裁判実務においても、現実には、生命・身体・財産の侵害が発生するおそれが存する（主観的に「感じる」のではない。）場合には、その原因が放射能によるものであるか否かにかかわらず、まさに「生命」・「身体」・「財産」を保護法益としてその妨害排除等は認められるのであるから、その原因が放射能であることをもって、「ノー・ニュークス権」なる権

利を特に認める必要性はない。かかる主張は、「ノー・ニュークス権」なる権利を特段認める必要がないことを自認するものである。

ウ 以上のとおりであるから、「ノー・ニュークス権」なるものの侵害をいう原告唯野らの主張は、およそ実定法上・解釈論上の根拠を有しない独自の主張にすぎず、全て理由がない

(7) 裁判を受ける権利（憲法 32 条）の侵害をいう原告唯野らの主張は理由がないこと

ア 答弁書において述べたとおり、原告唯野らは、現に、本件訴訟を提起することにより、独立した公平な裁判所における、公開・対審の訴訟手続による裁判を受ける機会を保障されているのであるから、原告唯野らの請求が、免責規定の適用の結果として棄却されたとしても、それは、あくまで、裁判における実体法の適用の結果として、その請求が理由のないものと判断されたというにすぎず（なお、原告唯野らは、そのような実体法の規定が違憲無効であるか否かについても、裁判所の判断を求める機会を保障されている。）、そのことをもって、原告唯野らの裁判を受ける権利自体が侵害されたということにはならない。

イ この点に関し、原告唯野らは、「憲法 32 条……は、原発事故による被害者に対して、原子炉等の欠陥ないしそれについての過失の有無を争い、それによって原発メーカーの違法性を追及することを保障するものである。」などと主張するが（原告唯野らの第 2 準備書面 87 頁）、実定法上・解釈論上の根拠を有しない独自の主張にすぎず、理由がない。

ウ 以上のとおりであるから、裁判を受ける権利（憲法 32 条）の侵害をいう原告唯野らの主張は、全て理由がない。

(8) 小括

以上のとおり、原賠法が違憲無効であることを前提とする原告唯野らの本訴請求①は理由がなく、棄却されるべきは明らかである。

2 原告唯野らの本訴請求②（東京電力が無資力であることを前提とした債権者代位権に基づく請求）は訴訟要件を欠くこと

(1) 答弁書19～22頁において詳述したとおり、支援機構法の枠組みの下、東京電力が本件事故の被害者に対し損害賠償責任を履行するために必要な額については、全て、支援機構から資金交付を受けるものとされ、これにより、東京電力は、債務超過に陥ることなく、「賠償額の増加にとらわれず、最後の一人まで賠償を貫徹する」（丙第12号証の1の29頁）とされており、現にその賠償が進められていること、そのため、東京電力は、本件事故が発生した平成23年3月期から直近の平成27年3月期までの間、常に資産超過の状態にあり、また、平成26年3月期及び平成27年3月期においては、純利益を計上していることからすれば、東京電力が無資力ではないことは明らかである。

(2) この点に関し、原告唯野らは、「東電の損益計算書では、支援機構からの交付金を『特別利益』として、損害賠償金を『特別損失』として計上しているが、仮に支援機構からの『特別利益』の交付がなければ、同社は債務超過に陥っている。」（原告唯野らの第2準備書面89頁）とか、「表面上『無資力にはさせない』ものとして政府が資金を投入していることをもって、同資金交付がなければ破綻している企業を『無資力ではない』と認めることはできない。」（同91頁）などと主張する。

しかしながら、原告唯野らの上記主張は、仮に東京電力が支援機構から資金交付を受けていなかったとすれば無資力（債務超過）に陥っていたはずであるという趣旨を主張するものにすぎず、換言すれば、実際には東京電力は支援機構から資金交付を受けているから無資力（債務超

過)には陥っていないことを自認するものにほかならない。

そもそも、原告唯野らも自認するとおり、債権者代位権の行使要件たる債務者の無資力とは、「債権者が債務者に属する権利を行使しなければ自己の債権が完全な満足を受けられなくなる危険があること」(原告唯野らの第2準備書面88頁)をいうものであるところ、本件事故の被害者は、現に、東京電力に対し請求を行うことによって、自己の損害賠償請求権の完全な満足を受けることができるのであるから、東京電力が上記の無資力の定義に該当しないことは明らかであって、東京電力の収入の一部が支援機構からの資金交付であるという事情は、その該当性判断とは無関係である。

- (3) したがって、原告唯野らの上記主張は理由がなく、本訴請求②は訴訟要件を欠き、却下されるべきは明らかである。

3 原賠法の免責規定を主張することが権利濫用にあたるという原告唯野らの主張は理由がないこと

- (1) 原告唯野らは、これまでの主張に加え、被告らが本件訴訟において原賠法の免責規定の適用を主張することが権利濫用である旨主張する(原告唯野らの第2準備書面91～93頁)。
- (2) しかしながら、既に再三にわたり述べたとおり、免責規定を含め、原賠法が構築した損害賠償制度は合理的なものであって、その適用が問題とされる理由はない。また、原子力損害について原子力事業者以外の者が責任を負わないとされるのは、免責規定の存在自体による結果であって、その効果は被告らがこれを主張するか否かにかかわらず当然に発生するものであるから、免責規定の適用について被告らの権利濫用はそもそも問題となり得ない(丙第10号証の1・水戸地裁平成20年2月27日判決の「事実及び理由」第4の1(1)イも、同趣旨を判示して、権利

濫用の主張を排斥している。なお、その判示は、控訴審である同2・東京高裁平成21年5月14日判決、上告審である同3・最高裁平成22年5月13日決定においても維持されている。)

(3) したがって、権利濫用をいう原告唯野らの主張もまた、理由がない。

4 まとめ

以上のとおり、原告唯野らの主張は、いずれも理由がなく、その請求が排斥されるべきは明らかである。

第3 原告朴らの請求について

1 原告朴らの訴えの変更後における請求の趣旨に対する答弁

(1) 原告朴らの被告東芝に対する請求をいずれも棄却する。

(2) 訴訟費用は原告朴らの負担とする。

との判決を求める。

2 原告朴らの請求は理由がないこと

(1) 原告朴らの主張の概要

原告朴らは、原告朴ら及びその余の選定者ら（以下、「原告朴ら」と総称する。）が、本件事故を契機として顕在化した具体的な出来事により、「不安」と「恐怖」という精神的損害なるものを被ったといい、かかる精神的損害なるものが原賠法2条2項に定める原子力損害に該当せず、原賠法の責任集中制度が適用されないことを前提に、被告らに対し、同精神的損害について、不法行為ないし製造物責任法に基づき、その賠償を求めるものである。

しかしながら、後述するとおり、原賠法に基づき賠償すべき損害の範囲と民法ないし製造物責任法に基づき賠償すべき損害の範囲は、いずれ

も相当因果関係がある損害に限られ、その範囲は実質的に同一と解されるところ、原告朴らが主張する「精神的損害」なるものが、本件事故に起因した精神的苦痛、すなわち本件事故と相当因果関係を有する精神的損害との趣旨であれば、かかる損害は正に原賠法に定める「原子力損害」に該当し、責任集中制度により、被告らがかかる損害賠償責任を負うことはなく、他方、これが本件事故に起因しない精神的苦痛、すなわち本件事故と相当因果関係を有しない精神的損害との趣旨であれば、かかる精神的損害なるものは、そもそも、法的保護に値するものではなく、被告らが賠償すべき損害ではないから、いずれにせよ、被告らが原告朴らに対し、損害賠償責任を負う余地はないのである。

結局、原告朴らの主張は、原賠法の法原則を無視し、ほしいままに原賠法の適用を排除することにより、被告らの損害賠償責任を認めさせようとするものであって、法理上これを認める余地はないのである。

(2) 原賠法2条2項、3条1項本文にいう「原子力損害」の意味及び賠償の範囲について

ア すなわち、既に述べたとおり、原賠法は、「原子力損害」につき、原子力事業者は無過失責任を課すとともに、責任集中制度により、原子力事業者のみに法的責任を集中したうえ、損害賠償措置を強制し、国の援助を定めることにより、被害者の保護及び原子力事業の健全な発達を図るための賠償制度を、自己完結的に構築したものである。

イ しかして、原賠法2条2項の定義する「原子力損害」とは、「原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用」「により生じた損害」とされているところ（丙第3号証39頁、丙第8号証30頁）、原告朴らは、本件事故を契機とした精神的損害を主張しており、本件事故により発生する事象は「原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用」を

有するものであるから、結局、本件においては、原告朴らが主張する「3・11福島事故によって可視化された具体的な出来事によって引き起こされた」「『不安』と『恐怖』による精神的損害」（原告朴らの第1準備書面7頁）なるものが、本件事故「により生じた損害」といえるか否かが問題となるのである。

ウ しかるところ、原賠法2条2項の「により生じた損害」という文言は、損害賠償法の基本法である民法416条1項、2項の「因リテ…生スヘキ損害」「因リテ生シタル損害」及び709条の「之に因リテ生シタル損害」の表現と同一であり、原賠法が、因果関係について特別の規定を設けることなく、民法の上記各規定と同一の表現を2条2項において用いたことは、民法の上記各規定に関する解釈を前提としたものというべきであるから、原賠法2条2項の「により生じた損害」は、民法の上記各規定と同様に解するのが、法理上当然というべきであるから（したがって、原賠法によると民法によるとによって、損害の範囲は異なりえない。）、原賠法2条2項にいう「により生じた損害」とは、本件事故と事実上の因果関係があり、かつ、相当因果関係のある損害と解すべきである。

なお、この点については、原賠法の立法過程に議論されたところから明らかであり、日本原子力産業会議の原子力災害補償問題研究報告書の「II 2 b 損害の範囲（原子力損害の意義）」（丙第1号証59頁）において、「相当因果関係がある限り、直接損害と間接損害の被害者をともに保護することが法的衡平に適合するものと考えられる」との解釈が示され、それが原賠法2条2項及び3条1項に関する解釈として定着し、星野教授の民法論集（丙第6号証）423～425頁の（注8）においても、「因果関係の範囲」の部分において、「わが賠償法には、特別の規定がないから、民法の一般原則によることにな

り、相当因果関係の範囲に属する限り、これらもすべて含まれることになる。」とされているところである。また、原子力局監修・損害賠償制度（丙第3号証46～47頁）も、原賠法2条2項の「により生じた損害」についての解釈として、「相当因果関係のある損害はすべて含まれ、放射線の作用等による身体的損害、物的損害等の直接損害のみならず、相当因果関係がある限り逸失利益等のいわゆる間接損害であっても原子力損害となる。」とし、3条の解釈としても同様な解釈論が展開されているのであり（53頁）、かかる解釈は、東京地裁平成16年9月27日判決において「原賠法2条2項、3条1項の『損害』とは、『原子炉の運転等』、『核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性作用』と相当因果関係があるかぎり、すべての損害を含む」（判例タイムズ1195号263頁）と判示され（なお、同地裁判決は東京高裁においても維持され、確定している。）、水戸地裁平成20年2月27日判決においても「同法（注：原賠法）3条1項にいう『原子力損害』とは…民法上の債務不履行ないし不法行為による損害賠償責任に関する一般原則に従って…『核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用』と相当因果関係がある損害の全てが原賠法3条1項により賠償されることになる」（判例タイムズ1285号201頁）と判示されており（なお、同地裁判決は東京高裁においても維持され、上告提起・上告受理申立てが排斥され、確定している。）、およそ異論のないところである。

エ このように、原賠法に基づき賠償すべき損害の範囲と民法ないし製造物責任法に基づき賠償すべき損害の範囲は、いずれも相当因果関係がある損害に限られ、その範囲は実質的に同一と解される以上、本件事故と相当因果関係がある損害については、すべて責任集中制度によ

り原子力事業者である東京電力のみが責任を負い、被告らはその責任を負う余地はなく、他方、本件事故と相当因果関係を有しない損害は、そもそも、不法行為ないし製造物責任法によっても、相当因果関係を有しないものとして、所詮被告らはその賠償責任を負うものではないことは自明の理である。

オ　ところで、原告朴らの主張には、「原発の存在そのものが、……『不安』『恐怖』の原因」（原告朴らの第1準備書面15頁）など、「核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用」とは無関係な事象によって、精神的損害を被ったかのようなものもあるが、これにより、原告朴らに具体的な権利侵害が発生したといえないことは明らかであり、原告朴らが法的保護に値する権利・利益の侵害を受けたものと評価し得るものでないことは明白である。

(3) 小括

以上のとおりであるから、いずれにせよ、被告らが損害賠償責任を負う余地はなく、原告朴らの請求が排斥されるべきは明らかである。

なお、選定者のうち、平成26年3月11日以降に選定当事者を選定したものについては、その請求が本件事故に起因する損害を主張するものであるとすれば、その請求権は、同日から3年の消滅時効期間の経過とともに時効が完成したものである（民法724条、製造物責任法5条1項）、被告東芝は、念のため、消滅時効を援用することとする。したがって、いずれにせよ、これらの者の請求が認められる余地はない。

3 原告朴らの平成27年10月18日付け求釈明書(1)による求釈明について

原告朴らは、上記求釈明書において、縷々釈明を求めるが、かかる求釈明事項は、いずれも、本件訴訟の審理・判断とは関係を有しないから、被告東芝は、これに対する回答の要を認めない。

第4 結語

以上のおり、原告らの本訴請求は、全て、理由がないか又は訴訟要件を欠くことが明らかであり、これ以上の審理の要を認め得ないものであるから（それゆえ、原告唯野らと原告朴らの口頭弁論を分離する必要性も全く存しない。）、速やかに口頭弁論を終結のうえ、排斥されるべきである。

以 上